

会 則

GOLF5カントリー 四日市コース

株式会社アルペン
株式会社アルペンリゾート

第1章 総則

- 第1条 名称、運営
本倶楽部は、GOLF5カントリー四日市コース(以下「本倶楽部」という)と称し、株式会社アルペンリゾート(以下「会社」という)がゴルフ場の諸施設 その他付帯施設の運営を行う。
- 第2条 目的
本倶楽部は、前条のゴルフ場の諸施設、その他付帯施設を、ゴルフを通じて会員相互の親睦と健康増進を図るとともに、健全なスポーツとして、ゴルフの普及、発展に努めることを目的とする。

第2章 会員

- 第3条 会員の種類
本倶楽部の会員は、次の通りとする。
1. 名誉会員
2. 正会員(個人会員 法人会員)
- 第4条 名誉会員
名誉会員は、本倶楽部および会社に功勞のあった者ならびにゴルフ界に功勞のあった者で、会社が推挙したものとし、一身専属とする。
- 第5条 正会員
正会員は、所定の入会申込書を提出し、会社の承認を得たうえで、会社が別に定める入会金および会員資格保証金を会社に納入した者とする。
- 第6条 法人会員
法人会員は、記名式とし前条に準じ入会申込みをなすものとする。
- 第7条 入会金、会員資格保証金
入会金および会員資格保証金の取扱いは、次の通りとする。
1. 会員資格保証金(以下「預託金」という)は、無利息無配当とし、会社は会員に対して預託金証書を発行交付する。預託金の据置期間は入会後5ヶ年とし、その後は退会する会員より預託金の返還請求があった場合には、会社を通じて所定の手続きを行い、会社に対する一切の債務の支払を完了しかつ預託金証書を会社に返還したのちに返還するものとする。
2. 既納の入会金は、返還しない。
3. 入会金および預託金の額は、会社が別に定める。
- 第8条 会員の権利
会員は、次の権利を享受する。
1. 本倶楽部の会員は、本倶楽部およびその付帯施設を会社が承認した条件のもとに、次の区分により利用することができる。
(1) 名誉会員および正会員は、会社が別に定めた休日を除く営業日の開場時間内にコースならびに付帯施設を利用すること。
(2) 本倶楽部主催の競技会、その他の行事に会社が承認した条件のもとに参加すること。
(3) 本倶楽部の公式ハンディキャップの査定をうけられること。
(4) 会社が別に定める規定の範囲内でビジターを紹介できること。
- 第9条 会員の義務
会員は次の義務を負う。
1. 会員の種別に応じて、所定の年会費および諸料金を会社に納入すること。
(1) 既納の年会費および諸料金は、事由の如何を問わず返還しない。
(2) 年会費および諸料金の種類およびこれらの支払い方法は、会社が別に定める。
2. 本倶楽部の諸規則を遵守すること。

3. 会員名義を他に貸与許諾したり、詐称させたりしないこと。
4. ビジターの行為および諸支払については、その紹介者たる会員が一切の責任を負うこと。
5. 本倶楽部の秩序を乱し、または名誉を毀損する行為をしないこと。

第10条 名誉会員の資格の譲渡、承継
名誉会員は、その資格を他に譲渡および承継することはできない。

第11条 正会員の資格の相続、承継

1. 正会員が死亡した場合に於て、その相続人が本倶楽部の会員資格を承継しようとするときは、正会員にあっては、第12条に準じた所定の手続きを行い、相続人が、会社に対する被相続人の一切の債務の支払いを完了し、かつ所定の名義書換料を会社に納入して、その資格を承継することができる。
2. 前項の手続きをする場合は、死亡後6ヶ月以内にその旨を会社に届けなければならない。
3. 会員の資格を相続したものは、前会員と同等の権利、義務を承継するものとする。

第12条 正会員の資格の譲渡

1. 正会員は、所定の手続きにより、会社の承認を得たうえで、その資格を他に譲渡することができる。ただし、必要に応じて譲渡を禁じ、または一定期間譲渡の停止をすることができる。
2. 会員の資格を譲り受けようとする者は、会社が定める入会審査基準に従い、あらかじめ会社の承認を得たうえで、かつ譲渡人が会社に対して負担する一切の債務の支払を完了し、かつ譲受人が所定の名義書換料を会社に納入しなければならない。名義書換料の額および支払いの方法は、会社が別に定める。
3. 会員の資格を譲り受けた者は、前会員と同等の権利、義務を承継するものとする。

第13条 会員の資格の喪失
会員は、次の各号のいずれかに該当した場合には、会員の資格を失う。

1. 退会
2. 第12条に基づく資格の譲渡がなされたとき。
3. 除名
4. 死亡
5. 法人会員の帰属する法人が解散、または破産宣告を受けたとき。
6. 名誉会員にあっては、会社が推挙の事由、原因が消滅したと認められたとき。
7. 本倶楽部の解散

第14条 資格の停止および除名

1. 会社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該会員に対し注意、会員の資格の一時停止または除名、その他必要な処分をすることができる。
 - (1) 諸支払を滞納したとき。
 - (2) 本規約その他倶楽部の諸規則に違反したとき。
 - (3) 倶楽部の名誉を毀損し、会員または登録者としての品位を汚す行為、その他秩序を乱す行為があったとき
 - (4) 入会預託金返還請求権に差押、仮差押等の法的措置が執られたとき。
 - (5) 暴力団等反社会的勢力に所属していると認められるとき。
 - (6) 暴力団等反社会的勢力を同伴又は紹介により入場させたとき。
 - (7) 法人でその役員のうち暴力団等反社会的勢力に属する者がいるとき。
 - (8) その他処分を適当とする行為があったとき。
2. 資格停止期間と停止の解除については会社にて決定するものとする。
3. 除名処分を受けた会員は、第7条の規程に準じて入会預託金の返還を請求することができる。
4. 会員資格の停止を受けた会員（登録者含む）は、その期間中、本倶楽部の施設を会員料金で利用すること、会員権の譲渡、その他会員の権利を行使することができない。但し、年会費の支払い義務を免れない。

第3章 運営

第15条 重要事項の決定
1. 会社は、下記事項について決定する。
(1) 本倶楽部運営に関する基本方針
(2) 本会則の決定、その他諸規則の制定および改廃
(3) 倶楽部の解散
(4) 会員の入会及び退会の承認
(5) 会員資格の停止及び除名の決議
(6) 年会費、記名人の名義変更料、その他の費用の賦課、変更
(7) その他本倶楽部運営上、重要と判断した事項
2. 前項に拘わらず、前4号及び5号に関し、会社は特別な審議機関を設立し、当該機関に委嘱することができる。

第16条 倶楽部の運営
会社は、倶楽部の運営として下記事項を行う。
1. 施設利用に必要な事項の決定
2. 倶楽部主催の競技会の開催
3. 会員のハンディキャップの査定
4. 施設利用に際してのエチケットやフェローシップ等の策定及び監視
5. 会員に対するゴルフ技術の指導
6. 施設の維持管理、キャディの雇用及び教育
7. プロゴルファーの雇用、委嘱
8. レストラン、売店の営業
9. その他倶楽部運営に関する一切の事項

第17条 施設利用権の設置
1. 会社は、一定の条件を定め、施設を会員以外のものに利用させることができる。
2. 会社は、天災地変、社会情勢の著しい変化その他特殊な状況下において、会員及びビジターの入場を制限又は禁止することができる。

第18条 施設利用の拒絶
会社は、利用者(同伴者を含む)が指定暴力団の構成員その他反社会的勢力に関係する者であると認められた場合、直ちに、その者の施設の利用及び立入りを拒絶することができる。

第4章 会計

第19条 本倶楽部は、その収入一切を会社に預託し、会社はこれをもってゴルフ場施設の運営ならびに通常経費に充当する。

第5章 細則の制定等

第20条 本会則に定めなき事項及び業務執行上必要な細則の制定ならびに改正は、会社の承認を得るものとする。

附 則

1. 本会は平成26年6月11日より実施する。
2. 本会則は、令和7年1月1日より施行する。

株式会社アルペン
株式会社アルペンリゾート

ゴルフ5カントリー四日市コース